

国土利用計画北上市計画 2021～2030

令和2年3月

岩手県北上市

前 文	1
1 土地利用の現状と課題	
(1) 土地利用の現状	2
(2) 土地利用をめぐる社会背景	2
(3) 土地利用の諸課題	3
2 土地の利用に関する基本構想	
(1) 土地利用の基本方針	4
(2) 地域類型別の土地利用の基本方向	6
(3) 利用区分別の土地利用の基本方向	7
3 土地の利用区分に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別概要	
(1) 区分ごとの規模の目標	9
(2) 地域別の概要	10
4 2及び3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	
(1) 公共の福祉の優先	13
(2) 国土利用計画法等の適切な運用	13
(3) 持続可能なまちの実現	13
(4) 土地の保全と安全性の確保	13
(5) 美しい環境の形成	13
(6) 土地利用の転換の適正化	13
(7) 土地の有効利用の促進	14
(8) 土地に関する調査の推進及び施策の普及啓発	15
(9) 指標の活用	15

前 文

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、北上市の区域における土地の利用に関して必要な事項を定めるものであり、第5次国土利用計画岩手県計画を基本とし、「北上市総合計画 2021～2030 基本構想（令和元年 12 月 19 日議決）」に即して策定するものです。計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までとします。

なお、この計画は、社会経済情勢等の変化により、適宜適切な検討を行い、必要に応じて見直しを行うものとしします。

1 土地利用の現状と課題

(1) 土地利用の現状

①北上市の土地条件

北上市は、岩手県のほぼ中央部に位置し、面積 437.55k m²、人口 93,511 人(平成 27 年国勢調査)を擁する都市です。地形は、北上川の西部に北上平野が広がり、その西側には奥羽山系の標高 1,000 メートル級の山々が連なっています。また、北上川の東部地域は、北上山地に属する丘陵地となっています。気候は、太平洋側の気候区に属していますが、内陸性の気候や日本海側の気候の特性をも有しています。年平均気温は 11.6℃、年間降水量は 1,307 ミリメートル、年間平均降雪日数は 75.7 日となっています。

交通条件は、南北方向の軸を形成する東北新幹線、J R 東北本線、東北縦貫自動車道、国道 4 号と、東西方向の軸を形成する J R 北上線、東北横断自動車道秋田・釜石線、国道 107 号が交差するなど「北東北の十字路」を形成しています。

土地利用の現況は、国道 4 号、J R 東北本線に沿って形成された都市的部分を農地が囲み、そのまわりを丘陵地域、山間地域が包み込む形態となっています。

②土地利用の状況

平成 30 年度における北上市の土地利用の状況は、総面積 437.55 km²のうち、森林が 50.3%、農用地が 21.7%となっているほか、原野が 2.3%、水面・河川・水路が 4.6%、道路が 5.9%、宅地が 6.2%、その他が 9.0%となっています。平成 21 年度から平成 30 年度までの変化をみると、農用地が減少する一方で、道路、宅地等が増加しています。

(2) 土地利用をめぐる社会背景

①人口減少・少子高齢化社会における当市の人口推計

日本の合計特殊出生率(一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数)は平成 17(2005)年に過去最低の 1.26 を記録しました。平成 24(2012)年以降は 1.4 台に回復しているものの、人口維持に必要とされる人口置換水準 2.07 には遠く及ばない状況です。少子化の一方、日本の高齢化率(65 歳以上人口割合)は、平成 22(2010)年以降、世界で最も高い水準となっています。

本市の人口の長期的な見通しにおいても、国立社会保障・人口問題研究所によると、年々減少すると推計されています。

こうした見通しの中、本市の長所である力強い産業基盤と子育て世代の定住化政策、都市拠点と魅力ある 16 の地域との連携を進め、若い世代を中心とする転入者の増加による社会増とそれに伴う出生率向上により、北上市総合計画(2021~2030)基本構想では、計画最終年度の令和 12(2030)年の人口目標を平成 30 年度比で微増となる 94,300 人としています。そうした状況から、世帯数の増加や産業集積に伴う土地開発需要が予想されます。

②環境問題に対する市民意識の高まり

地球温暖化、開発行為等による生態系への影響など様々な課題があり、環境に対する人々の意識が大きく変わってきています。

豊かな自然に恵まれた北上市においても、自然環境の保全への配慮とともに、自然環境・生態系に与える負荷をできる限り低減することも重要な課題であり、土地の利用に関しても、自然との共生と資源循環型社会の実現、脱炭素社会の構築に向けた土地利用を基本とすることが重要となっています。

③自然災害への対応に対する要請の高まり

平成 23 年に発生した東日本大震災の経験、また、台風や豪雨による災害が近年全国で発生していることもあり、自然災害に備えた防災・減災対策の構築とともに、自然災害から人命を守り、市民生活や地域経済への影響を最小限にとどめるため、国土強靱化¹に向けた取り組みが必要です。

④優れた景観の保全に対する気運の高まり

自由時間の増大や情報環境の向上、生活圏の拡大などによる価値観・ライフスタイルの変化によって、人々の暮らしは、物質的な豊かさから心の豊かさを求める方向に変化し、安らぎや癒し、個性や個人の自由な選択が重視されるなど、成熟度の高い社会に変わりつつあります。これに伴い、豊かな自然や美しい景観に対する関心などが、これまで以上に高まっています。

(3) 土地利用の諸課題

「(2)土地利用をめぐる社会背景」を踏まえ、都市、農村、山間地域の土地利用に係る諸課題を次のとおり示します。

①都市地域

市街化されている区域においては産業集積に伴う土地開発需要に対応するため、農用地や森林等の土地利用との調和、既存ストックの有効活用が求められています。また、市内工業団地の分譲が進み、分譲率が 90%（平成 31 年 4 月現在）であり、企業立地に対応できる用地が将来的に不足する恐れがあります。従来市街化していない区域においては、住居系や商業系の開発により、市街地が無秩序に拡大・拡散し、自然環境の破壊や優良農地の減少が懸念されています。

②農村地域

農林業を取り巻く情勢の変化や高齢化の進行による従事者の減少などから、農林業の生産基盤のみならず、農地等の持つ自然環境の保全などの多面的機能への影響、里地里山等の美しい農村景観や、高齢者の生活支援や子育て支援などの日常生活を支える機能の喪失が懸念されています。また、農業振興地域における土地開発需要への対応も今後の課題です。

¹ 国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持った国土・地域・経済社会を構築すること。

③山間地域

北上市は森林が市域の半分以上を超える面積を有するとともに、西部には栗駒国定公園などがあり、豊かで優れた自然に恵まれています。この豊かな自然環境を守り育て、次世代につなげていくため、森林資源・機能の維持増進、自然環境の保全に向けた取り組みが必要です。

2 土地の利用に関する基本構想

(1) 土地利用の基本方針

土地は、現在及び将来における市民のための限られた資源であり、生活や経済活動の基盤であることから、土地の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、健康で文化的な生活環境の確保や、自立と共生による地域社会の形成を基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとします。また、国、県、市、市民、企業等の多様な主体の連携、協働による土地管理を進めてまいります。

また、土地利用をめぐる状況変化や課題を踏まえ、これからも北上市が持続的に発展を続けていくためには土地利用がどうあればいいのか、将来どのようなかたちであるべきなのかをしっかりと見据えたうえで、持続可能な土地利用²に向けて、農林業を含む自然的土地利用³の減少を抑制し、土地利用の質的向上を図るとともに、土地利用に係る横断的観点にも留意して、各種施策を総合的に推進します。

①土地需要の量的調整

宅地等の都市的土地利用⁴については、低・未利用地の有効利用の促進により効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成を図ります。

一方、自然的土地利用については、市街地における低・未利用地の優先利用により、自然的土地利用から都市的土地利用への転換抑制を図るとともに、農用地の適切な保全による遊休農地の発生防止等を通じて、自然的土地利用の減少を抑制することを基本とします。農林業に関する土地利用については、生産性向上に重点を置いた農林業生産基盤の整備を進めて、農地の集積等その効率的な経営を促進します。

農用地、森林の宅地等への土地利用の転換については、生態系をはじめとする自然環境や景観などへの影響が大きいため、農用地や森林が有する多面的機能も考慮し、その転用に当たっては慎重な配慮と十分な検討のもとで計画的に行うものとします。

² 地域での食料生産（農地の保全、地産地消）や自然との共生（緑地、森林保全への市民参加促進）、コンパクトなまちの創造（職住近接、商工業の共存）、土地利用規制（無秩序な開発の抑制、歴史・自然環境の保全）などにより、将来にわたって、そこに住む人々が、安心して暮らし続けられるような効率的な土地利用を図ること。このような土地利用を進めることにより、大量消費による大気汚染、無秩序な開発による都市の環境破壊、コミュニティの崩壊等といった都市の抱える問題、さらには天然資源の枯渇、地球環境の悪化、食糧危機という問題への対応を図るもの。

³ 田畑などの農林業的土地利用を指す。

⁴ 住宅地、工業用地、事務所・店舗用、一般道路等による土地利用を指す。

②土地利用の質的向上

《ア．自然と共生し循環を基調とした土地利用》

持続可能な土地利用の観点から、大気や水の循環の維持など、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮や、さまざまな生物が生息できる自然の保全・創出を図ることによって、自然と共生した土地利用を進めていきます。

《イ．安全で安心できる土地利用》

安全で安心できる土地利用の観点からは、地震・洪水・山崩れ等の災害から市民の生命、財産を守るため、総合的な防災対策、国土強靱化を推進するとともに、自然環境の持つ防災能力を最大限活用できるような利用に配慮します。

《ウ．快適でゆとりのある土地利用》

快適でゆとりのある土地利用の観点からは、良好な生活環境の整備を促進するとともに、国見山や展勝地、江釣子の清水（すず）、夏油三山など、地域の自然や歴史・文化により形づくられた北上らしい景観の適切な保全や形成を積極的に進めます。さらに、市民の自然とのふれあいの場や憩いの場の確保に努めます。

③土地利用の総合的マネジメント

土地需要の量的調整及び土地利用の質的向上を進めるに当たっては、都市的土地利用の無秩序な拡大が自然的土地利用に影響を及ぼすことや、農用地、森林、宅地等の個別の土地利用が相互に密接に関連することなどから、都市計画、農用地の利活用、森林の保全、自然環境の保全、廃棄物の処理など、各種施策を総合的に推進していきます。

あわせて、慎重な土地利用転換、土地の有効利用と適切な維持管理といった一連のプロセスを重視した適正な土地利用を推進します。

(2) 地域類型別の土地利用の基本方向

これからの土地利用については都市化と自然環境保全の調和を重視しながら、市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、既存ストック⁵を活用し、各種都市機能の集積を図るなど、持続可能なまちづくりに向けた取り組みが必要です。

これらのことを踏まえ、都市、農村、山間地域の土地利用の基本方向は次のとおりとします。

なお、地域類型別の土地利用に当たっては、各々の土地利用が密接に関連することから、相互の機能分担や交流・連携といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮するものとします。

① 都市地域

都市地域においては、郊外への無秩序な市街地の拡大を抑制しながら、良好な市街地形成に向け、低・未利用地の有効活用を促進するとともに、医療・福祉・商業等の都市機能の集積を図ります。

② 農村地域

農地や宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しながら、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう計画的な土地利用を図ります。また、農業の担い手への農地集積・集約、農地の適切な管理、野生鳥獣被害の防止、健全な水循環の維持を進めます。これらを通じて、豊かな自然景観や農村景観の維持・活用など、北上らしい良好な景観形成の促進に努めます。

③ 山間地域

西部の山間地域及び東部の丘陵地については、森林資源の保全及び育成はもとより、市街地の環境を支える後背地として、自然環境の適正な保全に努めます。

また、地域住民にとって身近な自然については、その特性を踏まえつつ、適正な管理の下で、市民の憩いの場、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場として活用を図ります。

⁵ 社会基盤や施設など今までに蓄積された資源。

(3) 利用区分別の土地利用の基本方向

自然との共生、安全・安心など、土地利用の質的向上に向けた横断的な観点や相互の関連性に十分留意しながら、各利用区分別の土地利用の基本方向は次のとおりとします。

① 農用地

農地は、本市の基幹産業である農業の基礎的資源であることから、農業生産基盤の整備・保全に努め、宅地等への土地の利用転換に当たっては、調整を図ることで無秩序な開発を抑制し、優良農地の確保を図ります。

遊休農地については、地域の実情に応じて、担い手への農地の利用集積、営農再開や適切な保全管理等を図ることによって解消と発生防止に努めます。

② 森林

市域の5割以上が森林であることを踏まえ、木材等林産物供給の経済的機能のほか、水源かん養や保健休養、自然環境の保全、土砂災害防止、さらには地球温暖化対策に向け、二酸化炭素の吸収源として、その公益的機能が総合的、持続的に発揮できるよう、多様で健全な森林の整備と保全を図ります。

③ 水面・河川・水路

河川の氾らん想定地域における安全性の確保とあわせ、水資源の有効利用に資する農業用排水路の整備等に要する用地の確保を図るとともに、水面及び河川の整備に当たっては、これらが有する水の浄化作用、多様な生物の生育環境、景観形成に果たす役割等の多様な機能の維持に努めます。

④ 道路

都市施設の機能強化や一層の産業基盤の確立を目指し、広域都市圏の中核として周辺地域との交流連携が図られるよう、道路橋梁の改修整備等適切な管理に努めるとともに、緊急性や重要度による計画的で効率的な道路網の形成を図ります。

道路の整備に当たっては、自然環境保全への十分な配慮とともに既存の土地利用に与える影響を考慮し、道路の安全性、快適性等の向上並びに防災機能の向上等に配慮します。また、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図るとともに、長期的視点で必要と認められる路線については、地域からの要望も考慮しながら整備に向けて必要な用地の確保に努めます。

⑤ 住宅地

住宅地については、世帯数の増加などによる土地開発需要に対して、低・未利用地や空き家の有効利用及び既存ストックの有効活用を優先し、必要に応じて農用地の宅地転用により用地を確保します。

農村集落においては、農地や林地の持つ機能が損なわれることのないよう最大限留意するとともに、豊かな自然・農村景観の保全に努め、大規模な開発についてはその必要性を十分吟味し、適切な規模及び位置で用地が確保されるよう配慮します。

⑥ 工業用地

工業用地については、北上川流域の工業拠点地区として、北上工業団地等の既存工業団地の拡張整備や、新たな産業用地の整備に必要な用地を確保していきます。工業団地の整備に当たっては、農業振興地域との調整、緑地の確保など周辺環境と調和した整備を図っていきます。

⑦ 事務所や店舗用地等その他の宅地

事務所や店舗などの用地については、市街地の再開発や中心市街地における各種都市機能の整備及び商業の活性化に配慮し、適切な配置に努めます。

また、大規模な土地利用の転換を伴うような事業所用地の整備や、周辺の土地利用に大きな影響を与える施設の立地については、広域的都市構造や中心市街地、産業振興への影響や効果について十分に配慮するとともに、地域の合意形成や景観との調和などにも留意しながら、適切な位置への立地の誘導に努めていきます。

3 土地の利用区分に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別概要

(1) 区分ごとの規模の目標

① 計画の目標年次

基準年次は平成30年とし、計画の目標年次は令和12年（2030年度）とします。

② 土地利用区分

土地の利用目的に応じた区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とします。

③ 土地利用区分ごとの目標

土地の利用区分ごとの規模の目標については、土地の利用の現況とその推移についての調査に基づき、将来人口や各種計画等を参考として、利用目的区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態と合わせ、総合的な調整を行い定めるものとします。

土地利用の構想に基づく令和12年度（2030年度）における利用区分ごとの規模の目標は、次のとおりです。

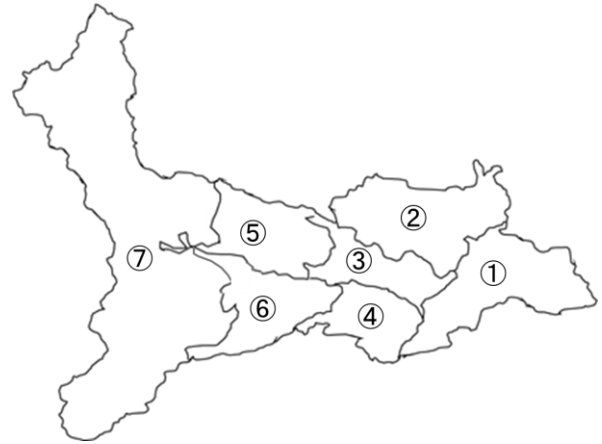
なお、以下の数値については、今後の社会経済の変化等に対応して弾力的に取り扱うべき性格のものであります。

次期国土利用計画における各利用区分ごとの面積目標値							
No.	区 分	単位	平成30年 (基準値)	令和12年 (目標値)	増減	伸び率	主な内容
1	農用地	ha	9,521	9,443	-78	-0.8%	-
2	農地	ha	9,521	9,443	-78	-0.8%	田・畑
3	採草放牧地	ha	0	0	0	0.0%	農地以外で耕作等のための採草または家畜の放牧のための用地
4	森林	ha	22,025	21,909	-116	-0.53%	国有林、民有林
5	原野	ha	1,002	1,009	7	0.7%	森林以外の草生地
6	水面・河川・水路	ha	2,003	2,001	-2	-0.1%	ダム、ため池、河川
7	道路	ha	2,561	2,584	23	0.9%	一般道（高速道路、国道、県道、市道）、農道、林道
8	宅地	ha	2,714	2,799	85	3.0%	-
9	住宅地	ha	1,570	1,632	62	3.8%	住宅用地、空き家の敷地
10	工業用地	ha	317	331	14	4.2%	従業員4名以上の事業所敷地面積
11	その他の宅地	ha	827	836	9	1.1%	商業施設、病院、市場、倉庫、公官庁用地
12	その他	ha	3,929	4,010	81	2.0%	学校、公園・緑地、ゴルフ場、耕作放棄地、雑種地など、上記区分以外の土地
13	合 計	ha	43,755	43,755	0	0.0%	-
	人口集中地区(市街地)	ha	750	776	26	3.4%	

(2) 地域別の概要

北上市の自然的・歴史的・経済的・文化的条件をふまえ、東部地区、中部北地区、中部中央地区、中部南地区、西部北地区、西部南地区、西部森林地区の7地区に区分とします。

それぞれの地区における自然環境などの特性や歴史的な背景、経済社会活動の特色をふまえながら、地区別の土地利用の方向を次のとおりとします。



	地 区	地 区 の 範 囲
①	東部地区	黒岩、立花、口内、稲瀬
②	中部北地区	飯豊、二子、更木
③	中部中央地区	黒沢尻、江釣子
④	中部南地区	鬼柳、相去
⑤	西部北地区	藤根、長沼、後藤、堅川目、横川目、仙人、岩沢
⑥	西部南地区	岩崎、岩崎新田、煤孫、山口
⑦	西部森林地区	西部森林地域

(1) 東部地区

農林地が大半を占める自然的土地利用を主体とする地域であり、今後とも自然の保全、自然の活用を基調とした土地利用を進めます。

黒岩、口内、稲瀬の各地区は農林業地域として、水稻を中心に果樹などの農業の生産基盤整備及び森林施業を促進します。また、北上川の氾らん想定地域における安全性を確保するため、堤防の計画的な整備を促進します。

立花地区は、中心市街地と連担し市街化が進んできた地域であることから、都市地域と農業地域の境界地域として、土地利用の混在化を防止し、計画的な土地利用を進めます。

(2) 中部北地区

北上川沿いに形成された平地部の北側に位置し、水田などの農地が展開し、北部には県の農業研究施設の立地がみられます。また、北上工業団地、北上流通基地などへ産業集積を図ってきた地域であり、拡大する中心市街地の郊外部として都市的土地利用への転換が進んできました。

同地区については、水稻を中心とした農業地域ではありますが、北上工業団地及び流通基地を有しており、今後も都市的土地利用が見込まれます。

今後も農用地との調整を図りながら工業用地などの土地開発需要に対応し、農業関連施設や産業集積、流通機能など産業拠点としての特性を活かしたまちづくりを行っていくとともに、住宅地と農用地の混在化が進まないよう留意しながら、適切な土地利用を図ります。

(3) 中部中央地区

北上市の中心地域として、官公庁及び事業所等の業務施設や文教施設、店舗及び住宅が集中しています。これまで土地区画整理や都市計画街路整備等の事業を積極的に導入し、居住や業務、交流及び消費活動などの拠点として、都市機能の整備が進められてきました。

JR 北上駅周辺は、業務施設や商業施設が集積され、市の中心として、いわば北上市の顔とも言える地域です。これからも市の中心的役割を担う地区であり、既存の都市施設の適切な管理や機能の高度化、低・未利用地の有効活用などを計画的に進めるほか、街なか居住の推進など歩いて暮らせる快適な居住環境の実現に向け、民間活力を導入しながら活気にあふれにぎわいのある都市空間の形成を目指します。

これまで人口の増加が進んできた中心市街地周辺部は、都市計画区域内の用途地域が指定されていない区域における無秩序な市街化をできるだけ抑制するなど、都市的土地利用と自然的土地利用の調和のとれた土地利用を計画的に進める必要があります。

東北縦貫自動車道より西に位置する、国道 107 号に沿った地域を除く地域は、農業を主体とする地域であり、豊かな自然・農村景観の保全に努め、今後とも優良な農地の保全とその基盤整備を図ります。

北上川や和賀川流域においては、対岸からの展勝地の眺めや清水(すず)に代表される景観資源を含む地区を中心に、市の特徴的な景観を形成している区域として位置づけ、優良な自然・農村景観の保全に努め、市民にゆとりやうるおいを与える空間として適切な管理及び計画的な整備を図ります。

(4) 中部南地区

和賀川の南側に位置する地域で、大堤地区の住宅団地や北上南部工業団地、オフィスアルカディア北上、北上総合運動公園など都市機能の整備が進められてきました。

北上金ヶ崎インターチェンジを有し、広域的な観点からも良好な位置・条件にあることから、今後とも産業・業務機能の展開を促進し、中核的な産業拠点の形成を図るとともに、産学官の連携のもとに、学術・研究開発機能の整備を促進します。

さらに、恵まれた交通体系を活かした物流ネットワークの形成を目指し、トラックや鉄道、海運を適切に組み合わせることによって、環境負荷の低減、輸送の効率化やコストダウン、時間短縮を図る総合的な物流対策について検討を進め、物流拠点としての機能強化に向けた土地利用を図ります。

東北縦貫自動車道より西側をはじめとして、地区内には多くの優良農地や、藩境塚や河岸段丘にそって残された貴重な緑地などに代表される自然・歴史的に優れた資源が多く存在していることから、その適切な保全に努めます。また、市街地化の計画的な誘導に努め、住宅地と農地の混在化が進まないよう留意しながら、適切な土地利用を図ります。

(5) 西部北地区

広大な優良農地が展開する農業を主体とする地域であり、国道 107 号沿いには住宅地が連担しています。地区内に広がる優良農地は、今後ともその基盤の整備に努めます。

また、周辺の土地利用に大きな影響を与えるような開発については、都市構造への広域的な影響や中心市街地に与える影響・効果について十分に配慮するとともに、街なかなどへの適切な位置の誘導に努めていきます。工業地の土地利用については、周辺環境と調和した工業拠点の形成を進めます。

(6) 西部南地区

農用地、森林等の自然的土地利用が大半を占める地域であり、西側は森林山岳地域に接し、豊かな自然環境を有しています。

基本的には自然的土地利用を図る地域として位置付け、夏油川に沿って整備された広大な農用地及び和賀川に沿って形成された農業用地については、その基盤の整備を進めていきます。

また、和賀川や夏油川の自然環境、さらには地域に伝わる歴史的な資源の適切な保全・活用を図り、環境学習や自然体験、文化交流の場としての機能の整備に努めます。

(7) 西部森林地区

地区の北側はほぼ全域が森林であり、そのほとんどが国有林です。森林資源の維持増進を図り、木材等林産物供給のための活用、また、水源かん養などの公益的機能を発揮させるため、自然環境の保全に努めます。和賀川沿いの地域には石羽根ダムや綱取層、温泉などの資源があり、自然とのふれあいの場として活用を図ります。

地区の南側は森林が大半を占める山間地域で、一部に農用地があります。森林はブナ林など広葉樹林が多く、西部森林北地区に比べると民有林が多く存在しています。また、地域の南西部は自然公園地域(栗駒国定公園)に指定されています。このように本地域は、恵まれた自然環境を活用できる可能性を有しています。

優れた自然を有する森林地帯は現在の機能を維持増進することができるようその保全に努めます。和賀川から夏油川にかけての丘陵地、さらに入畑ダム、夏油高原、夏油温泉にかけての山岳地については、自然資源を生かした観光レクリエーションの場として活用を図ります。

4 2 及び 3 に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(1) 公共の福祉の優先

土地利用については、公共の福祉を優先させるとともに、地域の自然的・社会的・経済的及び文化的な諸条件に応じた適正な利用が図られるよう努めます。

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法をはじめ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法など土地利用関係法を適切に運用し、必要に応じて、これら法律による地域及び地区指定の見直しを行うなど、土地利用の総合的かつ計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図ります。

(3) 持続可能なまちの実現

北上市がこれからも市勢発展を続けていくためには、量的拡大ではなく質的向上を目指したまちづくりに転換する必要があります。

また、工業集積都市としての北上市の優位性を維持し発展させていくとともに、地域特性に応じた商業振興、魅力ある農林業の確立などバランス良い振興を図りながら、産業間の連携を促進し活気あるまちを築いていきます。

(4) 土地の保全と安全性の確保

自然災害から市民生活の安全を確保するため、災害危険地区の把握を踏まえながら、地形等自然条件と土地利用配置との適合性に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図ります。

また、自然災害から人命を守り、市民生活や地域経済への影響を最小限にとどめるため、国土強靱化に向けた取り組みを進めます。

(5) 美しい環境の形成

市民、企業、行政それぞれの役割分担と連携のもとに地球温暖化対策を強化し、脱炭素社会の構築を目指して、良好な自然環境の保全に努めます。また、北上市の豊かな自然に包まれた環境を維持し、快適な生活環境を形成するため、自然環境の保全や適正な利用と保全を図ります。

(6) 土地利用の転換の適正化

① 土地利用転換の基本

土地利用の転換を図る場合には、その転換の影響の大きさに十分に留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととします。また、転換の途上であっても、これらの条件の変化を勘案して、必要があるときは速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じます。

② 農用地の利用転換

農用地を利用転換する場合には、地域農業に及ぼす影響に十分配慮し、無秩序な転用による農地と宅地などの混在化を抑え、優良農地が確保されるよう十分考慮します。

③ 森林の利用転換

森林を利用転換する場合には、森林の保全と林業経営の安定に考慮しながら、災害の発生、環境の悪化、水源かん養機能の確保に支障をきたさないよう十分配慮し、周辺の土地利用との調整を図ります。

④ 無秩序な施設立地等の抑制

多様な用途が許容されている準工業地域や用途地域の指定がない地域など、無秩序な施設立地等が懸念される地域では、施設立地の抑制などにより、適正な土地利用の規制・誘導を促進し、地域の実情に応じた計画的な土地利用の実現を図ります。

(7) 土地の有効利用の促進

① 農用地

環境保全に配慮した生産性の高い農業を確立するため、農業農村整備事業などの農業生産基盤の整備を計画的に推進し、優良農地の確保を図るとともに、農用地の高度利用を進めます。

また、集落内の合意に基づき、担い手への農地の利用集積を図るとともに、基幹となる担い手農家を中心としながら、小規模・兼業農家も参加する集落営農など、効率的・安定的な経営体の育成を図り、農用地の有効活用を図ります。

遊休農地は、その実態を把握の上、地域の実情に応じて、営農再開や適切な保全管理等を講じることによってその解消と発生防止に努めます。

② 森林

森林の持つ多面的機能が発揮されるよう、計画的な造林及び保育管理により、森林資源の保全に努めるとともに、伐採林齢の多様化や長伐期化、複層林施業の推進、病虫獣害対策の強化等を図ります。また、森林機能が低く、かつ低位利用にあるものについては、地域の条件に応じ、自然環境の保全に配慮しながら、その有効利用を図ります。さらに身近にある里山の自然を有効に活用し、自然学習や野外レクリエーションの場としての活用を図ります。

③ 水面・河川・水路

河川については、災害の発生を防止するため、地域の特性に適合した河川改修事業等を計画的に進めます。水面・水路については、その機能の維持を図るとともに、農業用排水路の再編整備により、有効利用を図ります。

④ 道路

主要な幹線道路の拡幅、整備や交通安全施設等の設置を促進します。また、市民生活と密接な関連を持つ生活道路の適切な維持管理を進めながら、広域的道路網及び都市計画道路網の計画的整備によ

り、道路機能の多元的活用を図ります。

⑤ 宅地等

住宅地については、人口及び世帯数、都市化の動向に対応しながら、民間による効率的かつ計画的な宅地開発への支援等により、土地利用の高度化を推進します。

工業用地は、既存の工業団地の未利用地の活用を優先するものとし、企業の立地動向等による工業団地の拡充については、周辺農地等との十分な調整のうえその整備にあたります。

事務所・店舗等用地については、原則既存の市街地への誘導を図るものとし、土地利用の高度化を推進します。

⑥ 低・未利用地

市街地内の遊休地や農村地域の遊休農地など、低・未利用地については、周辺の土地利用との調整を図りながら、土地の有効利用を促進していきます。

(8) 土地に関する調査の推進及び施策の普及啓発

土地の適正かつ計画的な利用を図るためには、土地に関する総合的かつ科学的なデータが欠かせません。農業振興地域や都市計画区域などの指定に伴う土地利用現況調査、自然環境保全調査など土地に関する基礎的調査を継続的に実施しながら、土地に関する情報を整備するとともに、その調査結果を公表します。

(9) 指標の活用

適切な土地利用を推進していくため、各種指標を活用しながら、計画の推進管理を行います。